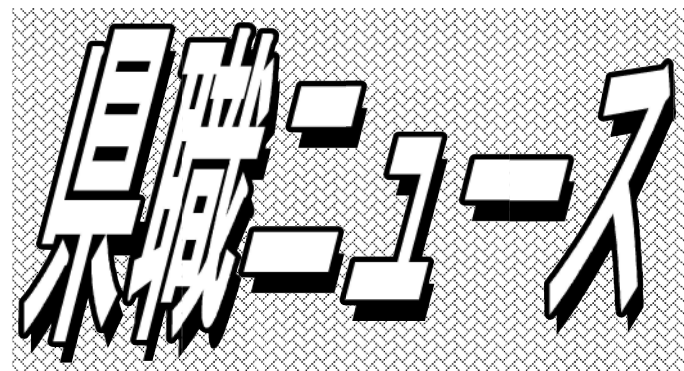


(回覧用は5人に1枚の割合で配付しています。)

回覧									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--



2016年3月4日  
No.1607

平成27年度第2回  
総括安全衛生委員会

発行所  
名古屋市中区三の丸3-2-1  
愛知県東大手庁舎4階  
**愛知県職員組合**  
www.aichikenshoku.gr.jp  
honbu@aichikenshoku.gr.jp  
代表 052-951-4036  
FAX 0120-930-340  
財政部 052-212-8034  
組織部 052-212-8032  
政策部 052-212-8033

**第2回総括安全衛生委員会**

**平成28年度安全衛生管理事業等を審議  
～ストレスチェック事業の実施  
希望者検診の新設・拡充など**



2月23日、健康管理センターにおいて第2回総括安全衛生委員会が開催され、平成27年度安全衛生管理事業の実施状況の報告と、平成28年度安全衛生管理事業について審議しました。  
労働安全衛生法の一部改正により実施が事業者に義務付けられたストレスチェック事業について、本県においても平成28年度から毎年実施されます。  
また、28年度の改善事項として、希望者人間

ドックの対象年齢の拡大(38歳以上→35歳以上)やインフルエンザ予防接種補助事業の定員拡充などが審議されました。これらの事業は3月14日に実施する共済組合運営審議会で改めて審議・決定する予定です。  
組合では今後も総合要求において、引き続き検(健)診等の充実やメンタルヘルス対策、事務室の執務環境の改善等を要求していきます。

**平成28年度の主な改善事項等**

項目	内容
1 ストレスチェック事業の実施について(県事業)	労働安全衛生法の一部改正に伴い、ストレスチェック事業が事業者に義務付けられたことにより平成28年度から毎年実施する。
2 希望者検診等の新設・拡充について(共済事業)	① 若年層への各種がん等の早期発見・予防に対する意識啓発を図るため、希望者人間ドックの対象年齢を38歳以上から35歳以上に拡大する。 ② 職員の禁煙を支援するため、禁煙外来費用への補助事業を実施する。 ③ インフルエンザ予防接種補助事業について、定員の拡充を図る。 ④ 平成27年度休止していたメタボレシオ検査費用への補助事業を再開する。
3 健康教育事業等の実施(県・共済共催)	歯科検診を促進するための啓発事業等を実施する。

**総括安全衛生委員会  
質疑応答(概要)**

**平成28年度の改善事業**

- Q 共済組合事業の希望者人間ドックについて、27年度に続き、対象年齢枠を拡大するが、定員の拡大は?**  
A 人間ドックの年齢枠については、現状の38歳以上から35歳以上に拡大する予定。  
そのため、28年度人間ドックについては、定員を1,275人から、年齢枠拡大に伴う希望者の増加分を70人見込み、1,345人とする予定。
- Q 共済組合事業として禁煙外来の補助事業を実施する予定とのことだが、具体的な内容は何か。また、その他に何か対策として予定している事業等はあるか?**

- A** 具体的には、28年度は試行的に愛知三の丸病院で行っている禁煙外来を対象として、禁煙の成功者に、自己負担の一部を1万円上限に補助する予定で考えている。  
また、この他に、歯科検診を促進するための啓発事業、健康ウォーキング大作戦の一環とした特定保健指導対象者への歩数計の配付事業、高血圧予防教室の開催などが予定されている。  
なお、27年度は一時休止となった「メタボレシオ検査補助事業」について、愛知三の丸病院から検査を再開するとの報告があり、28年度から補助事業を再開する予定。  
以上は共済事業であり、共済組合運営審議会で審議をお願いしたいと考えている。

**所属委員会の開催**

- Q 所属委員会の開催で、月1回以上の開催は約9割(知事部局)としているが、所属に対しての働きかけや支援等は?**  
A これまで、健康管理担当者業務説明会や労働安全衛生研修会等の機会を通して安全衛生委員会の開催を周知するとともに、全国安全週間に合わせて通知を発出し、職場巡視の実施とその結果により安全衛生委員会等を開催し改善等の検討をするよう求めている。  
また、12月に所属委員会の開催状況の把握と定期的な実施に努めるよう呼掛けるなど、機会を通じて周知・啓発してきている。  
今後も、所属への働きかけや職員への周知を図っていききたいと考える。

**健康管理区分**

- Q 健康管理区分でD2以下の有所見率の近年の推移は?**  
A 12月1日現在で過去5年間の推移をみると、23年度：7,854人(59.0%)→24年度：7,351人(55.3%)→25年度：7,448人(56.0%)→26年度：7,483人(56.0%)→27年度：7,353人(54.9%)となっている。

- Q 血圧や血中脂質の有所見率の割合が高い。何か対策等は?**  
A 生活習慣の改善をすることが重要であり、健康指導教室や生活習慣病予防教室を開催し、高血圧や脂質異常症の職員を対象として、教育指導等を実施している。また、保健師による事後指導や巡回保健指導、共済組合事業の特定保健指導などにより、個別の健康指導を行っている。

- 今後も、高血圧予防教室の開催など、職員の生活習慣の改善する事業実施に努めていく。
- Q 要休業者の状況について、分析状況や対応策等は?**  
A 平成28年2月1日現在の要休業者数は、69人であり、この数値は、ピークの平成21年度87人、22年度70人に次ぐ高い数値となっている。  
その要因として、27年度の精神疾患が59人で、過去5年間の平均の46人より大幅に増加したことがあげられる。  
精神疾患による要休業者を減少させることが重要であり、これまで実施してきたメンタルヘルス相談、教室及び休職者の職場復帰訓練の支援などの様々な取組を強化するとともに、28年度からのストレスチェック事業を効果的に活用していきたいと考えている。

**インフルエンザ予防接種事業**

- Q インフルエンザ予防接種事業について、定員拡大の予定は?**  
A 定員の拡大については、平成27年度の決定者の状況を鑑みながら、実績に併せて拡大する予定。
- Q 27年度に試行的に実施した新城設楽地域について、今後、本格実施していくのか。他の地域への拡大は?**  
A 28年度についても、試行的に実施している新城設楽地域の検証を含めて、現行の体制で実施したい。接種機会の拡大については、組合員の利便を鑑みながら、接種医療機関の確保や事務効率等を検証し、今後も検討していきたい。

**保健師による健康相談**

- Q 保健師による健康相談が、26年度の22件に比べて56件と大幅に増えている理由は?**  
A 27年度から、一般定期健康診断受診後、緊急に受診を要する職員に対して、結果説明と受診勧奨を根気強く実施したため、大幅に件数が増加している。



(裏面に続く)



## 時間外勤務者に対する健康管理対策



Q 時間外勤務時間数が月100時間を超えている職員が昨年同時期と比べて増えているが、増えた理由は把握しているか。また、健康面で影響が出ている職員はいるか？

A 面接指導の対象となる月100時間を超える場合などの長時間の時間外勤務者については、11月30日現在で、26年度：233人→27年度：287人と増加している。

27年度の増加要因として、一部の部局で大規模イベント等により、一時的に対象となる月100時間を超えるような長時間勤務者が増加したためと考えている。

また、面接等の結果、健診受診を必要とする方はいなかったが、今後とも過重労働による職員の健康障害の防止に努めていきたい。

Q 面接指導の対象となっているにも関わらず、実際に衛生管理医の面接指導を受けた人数は少ないが、面接指導を受けやすくする工夫は？

A 長時間の時間外勤務者が面接指導を受けることは、忙しい業務の中大変なことと考える。そのため、面接指導の日程変更などを柔軟に対応するよう努めるとともに、面接指導当日、対象職員個人に面接指導実施について確認メールをし、面接指導は職員自身の健康のために実施している旨を伝え、受診の動機づけの強化を図っている。



組合側委員より事業内容について質問（上）



## ストレスチェック事業



Q 28年度から実施するストレスチェック事業について、新規事業であり、スケジュールや実施方法等について、職員への周知を徹底して頂きたい。7～8月頃に実施予定としているが、職員への周知は、いつ頃、どのように行うか。また、未受検者への対応は？

A ストレスチェック事業については、これまで、職員厚生課で実施している管理監督者メンタルヘルス研修等の場で、機会を通して周知を図っている。

しかし、これまでは、労働安全衛生法の一部改正に伴うストレスチェック事業の概要を周知しているのみであったので、今後、具体的な事業内容について、周知していきたい。

まず、4月に開催する健康管理担当者説明会において、各所属の健康管理担当者に具体的なストレスチェックの内容について周知を図るとともに、職員への案内を依頼する予定である。また、委託業者が決定後の6月のメンタルヘルス強調月間の普及啓発に併せて、職員にはシステムの利用の仕方などを周知したいと考えている。

なお、このストレスチェックについては、受検は強制ではないが、メンタル不調を未然に防止するというこの制度の実施目的からも未受検者には、周知を再度するとともに、受診勧奨をしていきたいと考えている。

Q 業者のwebシステムでの実施で検討しているが、職員のプライバシーが守られるかどうか懸念される。業者選定はどのように進められているか。また、一人1台パソコンの対象でない職員など、webシステムにアクセスできない者もいると思うが、どう対処するか？

A 効率的にストレスチェックを職員に実施してもらうには、web上のシステムを利用してもらうことが最適と考えている。業者選定においては、一般競争入札が前提となるが、仕様等において、個人のプライバシーが十分に配慮されるよう検討していきたいと考えている。

また、職場にパソコンがない職員（県立病院の看護師等）については、自宅のパソコンやスマホ等でストレスチェックを実施してもらいたいと考えているが、一部の職員にはインターネットが利用できないことも想定されるので、紙媒体等による実施もできるよう準備

備していきたいと考えている。

Q ストレスチェック実施の結果、高ストレスと判定された場合でも、面接指導を受けにくいと思う職員も多いと考える。そういった職員への対応はどのように行うか。また、所属に対して、集計・分析した結果を提供しているが、それ以外で具体的な対策等の検討は？

A 面接指導については、職員厚生課で実施していた「精神科医師によるメンタルヘルス相談」を拡大して実施する予定である。

そのため、面接指導により上司等へ報告されることを拒まれる職員については、この従来の相談を利用してもらいたいと考えている。

また、集団分析の結果を所属に提供するとともに、健康リスクの高かった職場等については、今後も、保健師を職場に派遣して、現

状把握と改善支援を続けていきたいと考えている。

Q 平成23年、26年に共済組合の事業としてストレスチェックを実施していたが、今回のストレスチェック事業と関連性・継続性は？

A 平成23年度、26年度に実施したストレスチェック事業の所属毎の分析結果等については、28年度実施のストレスチェックの分析結果と比較検証できればと考えている。

特に、健康リスクの高かった職場等について、27年度に保健師を派遣して、現状把握と改善支援を実施しており、28年度の分析結果でどう改善されたかなど検証できればと考えている

※ ストレスチェック事業の概要は下囲みのとおりです。

## ストレスチェック事業について

### ◆ 概要

平成26年6月、労働安全衛生法が改正され、平成27年12月1日から一部実施されることになった。これにより、愛知県職員においても、職員に対する心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の実施等が新たに義務付けられることとなった。

### ◆ 内容

- ① ストレスチェック検査の実施  
専門業者が運用するwebシステム等を利用して検査を実施する。
- ② ストレスチェックデータの集計・分析  
部局別、所属別等の集計・分析を行い、高ストレス職場へ改善を促す。
- ③ 高ストレス職員に対する産業医等による面談提供体制の確立  
高ストレス職員から申出があった場合、医師（産業医等）による面接指導を実施する。

### ◆ 体制

- ① ストレスチェックの受検勧奨  
実施者、所属長、所属の健康管理担当者から、職員へ受検勧奨を行う。
- ② ストレスチェックデータに使用する調査票及び媒体  
厚生労働省が推奨する調査票を使用しwebで実施する。
- ③ ストレスの程度の評価方法・高ストレス者の選定方法  
「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」に基づき選定する。

### ④ 面接指導の実施

高ストレス者に対し面接指導の勧奨を行い、申し出のあった者に対し、精神科医師による面接指導を実施する。

### ⑤ 集団的集計・分析

各所属（10人以上）で集計・分析を行い、結果を各所属に提供する。各所属はその集計・分析結果を職場のストレス度を軽減させるための環境改善のために活用する。

### ⑥ 結果の記録及び保存

実施機関から受け取った実施結果は職員厚生課で保存する。

### ◆ 実施スケジュール（予定）

4月	健康管理担当者説明会にてストレスチェック実施について説明
5月頃	委託業者の選定
6月	メンタルヘルス強調月間の普及啓発と同時に、ストレスチェックの実施について職員に普及啓発
7～8月頃	実施
受検終了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7～8月の間での未実施者に対し受検勧奨</li> <li>・ 高ストレス者に面接勧奨</li> <li>・ 面接指導の申し出のあった職員に精神科医師による面接指導を実施</li> <li>・ 委託業者より実施結果を受け取り、各所属ごとの集計・分析</li> <li>・ 各所属に集計・分析結果を還元する</li> </ul>